

調達要求番号：6PX01CD0030

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
産業廃棄物収集運搬処理	管－８２	
	作 成	令和８年７月
	変 更	
	作成部隊等名	霞ヶ浦駐屯地業務隊

1 総 則

この仕様書は、陸上自衛隊朝日分屯地で実施する「産業廃棄物収集運搬処理」について適用する。

2 役務概要

産業廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の収集・運搬及び処分

3 実施場所

茨城県稲敷郡阿見町うずら野３－４７ 陸上自衛隊朝日分屯地

4 一般事項

- (1) 本賃貸借は、本仕様書及び関係法令による。
- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、または明示がない場合は監督官と協議の上、内容を確認する。
- (3) 本作業の実施に際し、産業廃棄物に関する十分な知識、経験、資格、技術を有し、かつ役務を完全に遂行できるものとし、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しの提出と、更に処分を委託する場合には、委託契約書の写しも併せて提出すること。

5 特記事項

- (1) 産業廃棄物の種類と予定数量は下記の表のとおりとするも、細部は官側との調整による。

No.	産業廃棄物品目	予定数量
1	アスファルトガラ	11,840 kg
2	コンクリートガラ（有筋、二次製品含む）	213,120 kg
3	木くず（枝葉、幹、根）	2,750 kg
4	木くず（木材に釘等の金属含む）	11,000 kg
5	混合廃棄物（残土にコンガラ、碎石混じり）	208,000 kg
6	混合廃棄物（ガラス陶磁器くず、廃プラ、石膏ボード等）	8,000 kg

- (2) 受注者はマニフェストE票までを、納期までに監督官に提出すること。
- (3) 受注者は、搬出、処分場搬入時及び監督官の指示する箇所の写真を撮影し、サービス版サイズに整理したうえ、監督官に提出すること。
- (4) 他の事業所との混載運搬・処分は実施しないこと。
- (5) 産業廃棄物の収集車両への積込は、請負者が実施すること。
- (6) 収集・運搬及び処分実施日は官側との調整による。